

総発第165号
令和5年8月17日

酒田市監査委員 大石 薫 様
酒田市監査委員 進藤 晃 様

酒田市長 丸山 至
(公印省略)

財政援助団体等監査結果に対する措置等について

令和5年7月7日付監発第42号により通知がありました財政援助団体等監査結果に基づき、下記のとおり講じた措置等について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により通知します。

記

財政援助団体等監査 「土門拳記念館 市美術館」（企画部文化政策課）
上記施設の指定管理者 《公益財団法人さかた文化財団》

【指摘事項】

(1) 土門拳記念館の包括協定について（企画部文化政策課）

酒田市土門拳記念館の管理に関する包括協定（以下「包括協定」という。）の締結において、締結時の起案文書（市長決裁）に添付されている包括協定（案）では、第27条に規定する指定管理料の上限は38,644,167円（消費税及び地方消費税を含む。）とされているが、実際に締結された包括協定では、当該箇所に修正シールが貼られ、上限は46,373,000円（消費税及び地方消費税を含む。）に修正されていた。

市は原因を調査し、適切な処理を行うこと。

■措置内容

協定締結の相手方である公益財団法人さかた文化財団は、令和3年6月に設立されたことから、当該包括協定の締結期間は、令和3年6月から令和6年3月までの期間となっている。本来、この協定に謳う指定管理料の上限額は年度額である46,373,000円とするべきところ、年度額の10か月分として起案文書を作成し決裁を得たものの、契約締結後に誤りに気付き修正したものである。

その手続き、手法については事務の適正さを逸脱するものであり、職員に対し指導を行うとともに、今後は複数職員によるチェックを行い、適切な事務執行を行う。

(企画部文化政策課)

(2) 市美術館の包括協定について (企画部文化政策課)

酒田市美術館の管理に関する包括協定 (以下「包括協定」という。) の締結において、締結時の起案文書 (市長決裁) に添付されている包括協定 (案) では、第27条に規定する指定管理料の上限は34,224,000円 (消費税及び地方消費税を含む。) とされているが、実際に締結された包括協定では、当該箇所に修正シールが貼られ、上限は102,672,000円 (消費税及び地方消費税を含む。) に修正されていた。

市は原因を調査し、適切な処理を行うこと。

■措置内容

協定締結の相手方である公益財団法人さかた文化財団は、令和3年6月に設立されたことから、当該包括協定の締結期間は、令和3年6月から令和6年3月までの期間となっている。本来、この協定に謳う指定管理料の上限額は年度額である102,672,000円とするべきところ、年度額の10か月分として起案文書を作成し決裁を得たものの、契約締結後に誤りに気づき修正したものである。

その手続き、手法については事務の適正さを逸脱するものであり、職員に対し指導を行うとともに、今後は複数職員によるチェックを行い、適切な事務執行を行う。

(企画部文化政策課)

(3) 土門拳記念館の物品等の管理について (企画部文化政策課)

指定管理者が管理する施設及び物品等について、酒田市土門拳記念館の管理に関する包括協定 (以下「包括協定」という。) 第4条第1項で、市が提示する財産台帳及び物品台帳によると規定されている。管理備品については「備品等酒田市台帳写」が保管されていたが、平成13年4月17日購入分以降、更新されておらず、市で購入した重要物品を含む備品の台帳写しを確認できなかった。

市は指定管理者が管理すべき物品等を明確にした上で、包括協定にのっとり適正に管理すること。

■措置内容

7月20日、施設管理を行っている財団の事務局次長と当課担当者において現状を確認し、適正な財産台帳を速やかに整備し、管理すべき財産について適切に行っていくことの共通認識を図った。今後は、定期的に台帳との突合を行うなどし、包括協定にのっとり適正な管理に努める。

(企画部文化政策課)

(4) 市美術館の物品等の管理について (企画部文化政策課)

指定管理者が管理する施設及び物品等について、酒田市美術館の管理に関する包括協定 (以下「包括協定」という。) 第4条第1項で、市が提示する財産台帳及び物品台帳による

と規定されている。管理備品については「酒田市備品関係綴」が保管されていたが、平成26年3月31日廃棄分以降、更新されておらず、市で購入した備品の台帳写しを確認できなかった。

市は指定管理者が管理すべき物品等を明確にした上で、包括協定にのっとり適正に管理すること。

■措置内容

7月20日、施設管理を行っている財団の事務局長と当課担当者において現状を確認し、適正な財産台帳を速やかに整備し、管理すべき財産について適切に行っていくことの共通認識を図った。今後は、定期的に台帳との突合を行うなどし、包括協定にのっとり適正な管理に努める。

(企画部文化政策課)